

指定管理者制度導入施設一覧（令和3年度更新施設グループ（案））

No.	グループ	施設名称	指定期間	公募／非公募	担当課	非公募理由	グルーピングの理由	
1	福祉グループ	多治見市総合福祉センター	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	福祉課	3施設は、児童や高齢者、障がい者を対象とした事業を総合的に行うことができる施設であり、地域福祉の拠点としての役割を担うとともに、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターを運営している。また、地域で活動する団体（民生児童委員や障がい者団体、老人クラブ、ボランティア団体等）と連携した様々な社会福祉事業も実施可能である。さらに、実施する事業には共通する内容も多く、3施設を一体的に運営することによって合理的かつ効率的な効果が見込めるため、1つのグループとするもの。	
		高齢福祉課						
		高齢福祉課						
2	4	多治見市かさばら福祉センター	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	福祉課		
3	5	多治見市池田保育園	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	子ども支援課		
4	発達支援グループ	多治見市発達支援センター「なかよし」	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	非公募 (5号)	子ども支援課	現指定管理者における管理状況が、多治見市発達支援センター指定管理者評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため	発達支援センター「なかよし」「ひまわり」はともに同種の事業を展開しており、一括して管理を委ねることにより、人員配置等の面において経費削減を見込むことができるため。
		多治見市発達支援センター「ひまわり」						
5	川北児童館グループ	多治見市共栄児童館	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	非公募 (5号)	子ども支援課	現指定管理者における管理状況が、多治見市児童館等指定管理者選定評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため	
		多治見市旭ヶ丘児童センター						
6	10	多治見市坂上児童館	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	1年	非公募 (5号・7号)	子ども支援課	現指定管理者における管理状況が、多治見市児童館等指定管理者選定評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。また、当該施設は複合施設化により次期の指定期間が1年となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められるため。	グループ化により一層各館の連携強化、事務の効率化及び経費削減等を図るため、川北2館、川南3館の二つのグループに分ける。 なお、複合施設としての統合予定により指定期間が短くなる坂上児童館は、グループに含めない。
7	川南児童館グループ	多治見市中央児童館	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	子ども支援課		
		多治見市市之倉児童センター						
		多治見市脇之島児童センター						
8	14	多治見市勤労者センター	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	3年	公募	産業観光課		
9	15	多治見市産業文化センター	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	産業観光課		

指定管理者制度導入施設一覧（令和3年度更新施設グループ（案））

No.	グループ	施設名称	指定期間		公募／ 非公募	担当課	非公募理由	グルーピングの理由
			令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年				
10	16	多治見市美濃焼ミュージアム	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	産業観光課	現指定管理者における管理状況が、多治見市産業・観光・駐車場施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
11	17	多治見市モザイクタイルミュージアム	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (3号・6号)	産業観光課	モザイクタイルミュージアム事業は、地元主体の組織による施設運営を前提に進められてきており、この趣旨を踏まえた団体が指定管理することは市の政策目的と合致する。 また、施設は笠原の「タイル」という地元資源を活かして観光・振興両面を活性化しようとするもので、現在、地元タイル業界を中心に財団法人が施設運営を行っており、タイルに関する専門性を鑑み、非公募とするもの。	
12	18	多治見市文化工房	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	産業観光課	現指定管理者における管理状況が、多治見市産業・観光・駐車場施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
13	19	多治見市豊岡駐車場	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	3年	公募	産業観光課		豊岡駐車場・豊岡原動機付自転車駐車場は、同一敷地内に管理事務室を共有する施設であることから、一体的に運営することにより効率的な運営が図られる。
	20	多治見市豊岡原動機付自転車駐車場						
14	21	多治見市根本交流センター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課 子ども支援課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
15	22	多治見市学習館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課 くらし人権課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	①学習館、図書館、市民活動交流支援センターは同一の建物内にあり、子ども情報センターは図書館分館の機能を担っていることから、分割することは適当ではないため。 ②施設をまとめることにより、職員の削減が可能となり、コスト削減となるため。
	23	多治見市図書館						
	24	子ども情報センター						
	25	多治見市市民活動交流支援センター						
16	26	精華交流センター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	公募	文化スポーツ課		

指定管理者制度導入施設一覧（令和3年度更新施設グループ（案））

No.	グループ	施設名称	指定期間		公募／ 非公募	担当課	非公募理由	グルーピングの理由
			令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年				
17	27	多治見市旭ヶ丘公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
18	28	多治見市市之倉公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
19	29	多治見市養正公民館	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	1年	非公募 (5号・ 7号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。また、当該施設は複合施設化により次期の指定期間が1年となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められるため。	
20	30	多治見市南姫公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
21	31	多治見市脇之島公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
22	32	多治見市小泉公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	
23	33	多治見市笠原中央公民館	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市学習館・公民館等施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。	①中央公民館・笠原図書館・笠原体育館は同一の建物内にあり、分割することは適当ではないため。 ②施設をまとめることにより、職員の削減が可能となり、コスト削減となるため。
	34	多治見市図書館笠原分館						
	35	多治見市笠原体育館						

指定管理者制度導入施設一覧（令和3年度更新施設グループ（案））

No.	グループ	施設名称	指定期間	公募／非公募	担当課	非公募理由	グルーピングの理由
24	36	多治見市文化会館	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市文化・体育施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。
25	37	多治見市三の倉市民の里	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	非公募 (5号)	文化スポーツ課	現指定管理者における管理状況が、多治見市文化・体育施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会において、極めて良好であるという評価が複数回なされ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の設置目的を十分に達成することが出来ると認められるため。
26	38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	多治見市総合体育館 多治見市営球場 多治見市星ヶ台競技場 多治見市運動広場 多治見市星ヶ台テニスコート (第1) 多治見市星ヶ台テニスコート (第2) 多治見市旭ヶ丘運動広場 多治見市旭ヶ丘弓道場 多治見市脇之島テニスコート 多治見市共栄テニスコート 多治見市脇之島運動広場 多治見市滝呂球場 多治見市北丘運動広場 多治見市市之倉運動広場 多治見市笠原向島テニスコート 多治見市笠原向島運動広場 多治見市笠原梅平運動広場 多治見運動公園 旭ヶ丘公園 脇之島北公園 滝呂公園 共栄公園 多治見市笠原運動公園	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	5年	公募	文化スポーツ課 緑化公園課	①施設をまとめることにより、職員の削減が可能となり、コスト削減となる。 ②指定管理者の窓口が一本化することにより、指定管理者と市及び利用者との連絡、対応がより速やかになる。 ③サービス内容を統一しやすくなる。

【参考】多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

第2条

- (1) 公募に準ずる手続を行った場合
- (2) 公募を行ったが応募団体がない場合において、公募要件を満たすと認められる団体があり、当該団体を指定することが必要な場合
- (3) 施設の管理に専門的かつ高度な技術等を要する場合において、専門的かつ高度な技術等を持つ団体を指定することにより、当該施設の有効な管理が図られると認められる場合
- (4) 現在の指定管理者による管理が困難な状況になった等、やむを得ず緊急に別の団体を指定することが必要な場合
- (5) 指定管理者による管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合
- (6) 市の出資している団体その他の団体に管理を行わせることが市の政策目的に合致し、かつ、施設の設置目的を十分に達成できると認められる場合
- (7) 当該施設（複数施設を組み合わせ公募、選定した施設グループのうちの一部の施設である場合を含む。）の次期の指定の期間が2年未満の場合で、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる場合。ただし、当該指定管理者の管理状況が良好でない場合を除く。
- (8) 複数施設を統合して設置した施設の指定管理者に当該施設に統合された施設（以下「統合前施設」という。）の指定管理者を引き続き指定（2年以内かつ当該指定管理者を統合前施設の指定管理者として指定した期間（以下「統合前施設指定期間」という。）の範囲内の指定に限る。）する場合で、サービスの継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる場合。ただし、統合前施設指定期間の2分の1以上を経過していない場合及び当該指定管理者の統合前施設の管理